
日常生活の支援

補装具・日常生活用具

1 補装具費（購入・修理・借受け）の支給

身体の失われた部位や障害のある部分を補って、日常生活を容易にするための補装具について、身体障害者（児）および難病患者等に対してその購入等の費用を支給します。（借受けは一部の補装具のみ対象となります。）利用者負担は、本人及び配偶者、障害児の場合は扶養義務者の課税状況によって、非課税の場合は本人負担なし。課税の場合は1割負担となります。なお、一定所得以上の人は対象外となります。また、他の制度（介護保険法等）で対応できる方は、他の制度を優先します。

- ① 視覚障害者用 … 視覚障害安全つえ、義眼、眼鏡
- ② 聴覚障害者用 … 補聴器等
- ③ 肢体不自由者用 … 義手、義足、装具、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ（一本つえを除く）、座位保持装置、

（次のものは、障害児のみ）排便補助具、座位保持いす、起立保持具、頭部保持具

- ④ 重度の両上下肢及び音声・言語機能障害者用 … 重度障害者用意思伝達装置

窓 口

18歳以上の方：障害福祉課

18歳未満の方：子ども未来課

TEL 048-786-3211 FAX 048-786-5882（桶川市泉1-3-28）

2 障害者日常生活用具の給付

障害者（児）および難病患者等が、日常生活を容易にするために必要な日常生活用具、住宅改修費及び点字図書を給付します。利用者負担は、本人及び配偶者、障害児の場合は扶養義務者の課税状況によって、非課税の場合は本人負担なし。課税の場合は1割負担となります。ただし、他の制度（介護保険法等）で対応できる人は、他の制度を優先します。

※級は身体障害者手帳の等級を示す。

種目	品目	障害程度	年齢	その他の要件	耐用年数	基準額
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹1・2級又は難病患者等	18歳以上	寝たきりの人（難病患者等）	8年	154,000円
	特殊マット	下肢又は体幹1級又は難病患者等	18歳以上	常時介護を要する人 寝たきりの人（難病患者等）	5年	19,600円
		下肢又は体幹1・2級	3歳以上18歳未満			
		療育手帳㉠・A	3歳以上			

褥瘡予防マット	下肢又は体幹1級療育手帳④難病患者等	18歳以上	常時介護を要する人 寝たきりの人 (難病患者等)	5年	80,000円	
	下肢又は体幹1級難病患者等	3歳以上18歳未満				
特殊尿器	下肢又は体幹1級又は難病患者等	小学生以上	常時介護を要する人 自力で排尿できない人 (難病患者等)	5年	67,000円	
入浴担架	下肢又は体幹1・2級	3歳以上	入浴に介助を要する人	5年	82,400円	
体位変換器	下肢又は体幹1・2級又は難病患者等	小学生以上	下着交換等に介助を要する人	5年	15,000円	
移動用リフト	下肢又は体幹1・2級又は難病患者等	3歳以上	下肢又は体幹機能に障害のある人 (難病患者等)	4年	159,000円	
訓練いす	下肢又は体幹1・2級	3歳以上18歳未満		5年	33,100円	
訓練用ベッド	下肢又は体幹1・2級	小学生以上18歳未満		8年	159,200円	
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害者又は難病患者等	3歳以上	入浴に介助を要する人	8年	90,000円
	腰掛便座	下肢又は体幹1・2級	小学生以上	住宅改修を伴うものを除く	8年	81,000円
	頭部保護帽	平衡又は下肢若しくは体幹機能障害者 療育手帳④・A	——	転倒等により頭部を強打するおそれのある人 てんかんの発作等により頻繁に転倒する人	3年	37,860円
	T字状・棒状のつえ	平衡又は下肢若しくは体幹機能障害者	——	歩行につえを必要とする人	3年	3,150円
	移動・移乗支援用具	平衡又は下肢若しくは体幹機能障害者又は難病患者等	3歳以上	家庭内の移動・移乗に介助を要する人 下肢が不自由な人 (難病患者等)	8年	60,000円
	車いす用段差昇降機	平衡又は下肢若しくは体幹機能障害者	——	常時車いすを使用し必要と認められる人	8年	260,000円
	特殊便器(取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く)	上肢1・2級又は難病患者等 療育手帳④・A	小学生以上	上肢に障害のある人 (難病患者等) 訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な人	8年	151,200円

	火災警報器	身体障害1・2級 療育手帳㊤・A 精神障害1級	—————	火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯	8年	15,500円
	自動消火器	身体障害1・2級 又は難病患者等 療育手帳㊤・A 精神障害1級	—————	火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯	8年	28,700円
	電磁調理器	視覚1・2級 療育手帳㊤・A	18歳以上	障害者のみの世帯 又はこれに準ずる世帯	6年	41,000円
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚1・2級	小学生以上		10年	12,000円
	視覚障害者用誘導装置	視覚1・2級	—————	音声による誘導を必要とする人	10年	56,000円
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚2級	18歳以上	障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	10年	87,400円
	携帯用信号装置	聴覚障害者	—————	視覚・触覚によらなければ呼出し等に応じることができない人	5年	18,000円
	便器	難病患者等	18歳以上	常時介護を要する人	8年	4,450円 5,400円 (便器に手すりをつけた場合)
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上	3歳以上	自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う人	5年	51,500円
	ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者(※)又は難病患者等(☆)	小学生以上	※医師の診断書等により必要性が認められる人 ☆呼吸機能に障害のある難病患者等で診断書等により必要性が認められる人	5年	36,000円
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者(※)又は難病患者等(☆)	小学生以上	※医師の診断書等により必要性が認められる人 ☆呼吸機能に障害のある難病患者等で診断書等により必要性が認められる人	5年	56,400円

	電気式たん吸引器・ネブライザー両用器	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者(※)又は難病患者等(☆)	小学生以上	※医師の診断書等により必要性が認められる人☆呼吸機能に障害のある難病患者等で診断書等により必要性が認められる人	5年	69,000円
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	18歳以上		10年	17,000円
	視覚障害者用体温計	視覚1・2級	小学生以上	視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	5年	9,000円
	視覚障害者用体重計	視覚1・2級	18歳以上	視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	5年	18,000円
	視覚障害者用血圧計	視覚1・2級	小学生以上	視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	5年	9,700円
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	難病患者等	———	人工呼吸器の装着が必要な難病患者等又は医療保険における在宅酸素療法を行う者	5年	157,500円
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声・言語機能障害者又は肢体不自由者	小学生以上	発声・発語に著しい障害を有する人	5年	98,800円
	情報・通信支援用具	視覚1・2級又は上肢1・2級	18歳以上	文字を書くことが困難で障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器、アプリケーションソフトを必要とする人	6年	100,000円
	点字ディスプレイ	視覚1・2級	18歳以上	点字を使用する人	6年	383,500円
	点字器	視覚障害者	———	点字を使用する人	7年	10,720円
	点字タイプライター	視覚1・2級	小学生以上	就労、就学している人又は就労が見込まれる人	5年	63,100円
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚1・2級	小学生以上	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式によって記録された図書の再生が可能な製品	6年	85,000円

	視覚障害者用音声ICタグレコーダー	視覚障害2級以上の者	小学生以上	ICタグに登録した音声の情報を専用機により読み上げる機能を有し、視覚障害者が容易に使用し得るもの	6年	60,000円
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚1・2級	小学生以上	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有する製品	6年	99,800円
	視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者	小学生以上	装置により文字等を読むことが可能になる人	8年	198,000円
	視覚障害者用時計	視覚1・2級	18歳以上	音声式時計は、触読式時計の使用が困難な人	10年	13,300円
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有する人	小学生以上	コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる人	5年	71,000円
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者	——	本装置によってテレビの視聴が可能になる人	6年	88,900円
	文字放送ラジオ	聴覚障害者	——	文字による情報を必要とする人	6年	23,000円
	地上デジタル放送対応ラジオ	視覚障害者	——	本装置によってテレビ音声の聞き取りが可能となる人	6年	30,000円
	人工喉頭	喉頭摘出者	——		—	72,210円
	点字図書	視覚障害者	——	・主に情報の入手を点字によっている	—	点字図書 価格
排泄管理 支援用具	ストーマ用装具(消化器系)	人工肛門を造設した人であって次のいずれかに該当する者 ・直腸機能障害による身体障害者手帳の交付を受けている又は申請中の者 ・医師の診断書により必要性が認められる者	——		—	8,858円 (月額)

	ストーマ用装具 (尿路系)	人工膀胱を造設した人であって次のいずれかに該当する者 ・膀胱機能障害による身体障害者手帳の交付を受けている又は申請中の者 ・医師の診断書により必要性が認められる者			—	11,639円 (月額)
	紙おむつ等(紙おむつ、洗腸用具、サラシ・ガーゼ等衛生用品)	次のいずれかに該当する者 ・ストーマの著しい変形若しくはストーマ周辺の著しい皮膚のびらんのためストーマ用装具を装着できない者 ・二分脊椎による排尿機能若しくは排便機能に障害を有する者 ・脳性麻痺・脳炎・無酸素症による脳原性運動機能(※)に障害を有する者であって、排尿若しくは排便の意思表示が困難である者		(※)乳幼児期以前に発現した非進行性脳病変によってもたらされた姿勢及び運動の異常を有する者であって、生活経験の獲得という点で極めて不利な状態に置かれている乳幼児期以前に発現したものに限る	—	12,000円 (月額)
	収尿器	脊椎損傷等による排尿障害(特に失禁のある場合)を有する人			1年	8,930円
住宅改修費	居室生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する障害程度が3級以上の人又は難病患者等	小学生以上	原則として1回のみ 下肢又は体幹に障害のある人(難病患者等)	—	200,000円

窓 口

18歳以上の方：障害福祉課

18歳未満の方：子ども未来課

TEL 048-786-3211 FAX 048-786-5882 (桶川市泉1-3-28)

3 介護すまいる館

主に介護が必要な高齢者等のための福祉機器、介護用品や住宅改修モデルの展示や情報の提供、相談等を行っています。

開場時間 火曜日～日曜日（ただし毎月第1日曜日は休館） 9:00～17:00

休館日 月曜日（月曜日が祝日の場合はその翌日）、毎月第1日曜日、年末年始

窓口 彩の国すこやかプラザ内

TEL 048-822-1195 FAX 048-822-1426（さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65）

機能回復・生活訓練

1 障害者生活訓練

内 容 障害のある人を対象として、身辺・家事管理、福祉機器活用訓練・コミュニケーション訓練及び社会資源の活用等の日常生活に必要な訓練を行います。

窓 口 埼玉県障害者協議会

TEL 048-825-0707 FAX 048-825-3070

(さいたま市浦和区大原3-10-1 埼玉県障害者交流センター内)

2 音声機能障害者発声訓練

内 容 病気などにより喉頭を摘出した音声機能障害のある人が、日常生活における会話が可能となるよう、食道発声訓練、人工咽頭による発声訓練を行います。

窓 口 埼玉銀鈴会(飯倉様) TEL 048-781-8382 FAX 048-726-0726

(上尾市壱丁目337-5)

住宅の改造・確保

1 ハートフル居宅改善整備

対 象 者 身体障害者手帳の下肢、体幹または視覚障害で、障害程度が1級、2級が交付されている人

内 容 日常生活の向上を図るため、階段昇降機、エレベーターを設置する場合、その費用の一部を所得に応じて補助します。ただし、介護保険または、障害者日常生活用具給付事業の対象となる住宅改修は除きます。

窓 口 障害福祉課

TEL 048-788-4936 FAX 048-786-5882 (桶川市泉1-3-28)

2 県営住宅の入居の優遇

内 容 母子世帯、老人世帯、障害者世帯等が県営住宅への入居申込みをする場合、抽選の当選率が優遇される場合があります。

対 象 者 ① 身体障害者手帳の1級～4級が交付されている人

② 療育手帳の㉔、A、Bが交付されている人

③ 精神障害者保健福祉手帳の1級、2級が交付されている人

④ 戦傷病者手帳の第6項症以上が交付されている人

⑤ 原爆被爆者健康手帳が交付されている人 など

窓 口 埼玉県住宅供給公社 公営住宅部 県営住宅課

TEL 048-829-2875 FAX 048-825-1822 (さいたま市浦和区仲町3-12-10)

居宅生活支援等サービス

1 居宅介護（ホームヘルプ）の派遣

内 容 障害のため、日常生活に著しく支障をきたしている在宅の介護サービスを必要としている障害者（児）、難病患者等に対してホームヘルパーを派遣します。

費 用 本人及び配偶者、障害児の場合は扶養義務者の課税状況によって、非課税の場合は本人負担なし。課税の場合は1割負担となります。なお他の制度（介護保険法等）で対応できる人は、他の制度を優先します。

① 食事、入浴・排泄などの身体介護

② 調理、掃除・洗濯などの家事援助

③ 通院に伴う介助 など

窓 口 18歳以上の方：障害福祉課

18歳未満の方：子ども未来課

TEL 048-786-3211 FAX 048-786-5882 (桶川市泉1-3-28)

2 短期入所（ショートステイ）

内 容 保護者等が病気・出産等の理由により、一時的に在宅の障害者（児）を介護できなくなった場合、施設に短期間入所します。

費 用 本人及び配偶者、障害児の場合は扶養義務者の課税状況によって、非課税の場合は本人負担なし。課税の場合は1割負担となります。なお他の制度（介護保険法等）で対応できる人は、他の制度を優先します。

窓 口 18歳以上の方：障害福祉課 / 18歳未満の方：子ども未来課

TEL 048-786-3211 FAX 048-786-5882 (桶川市泉1-3-28)

3 日中一時支援

内 容 在宅の障害者（児）や難病患者等の日中における活動の場を確保することによって、その家族の就労支援及び一時的な休息を確保するものです。

費用 本人及び配偶者、障害児の場合は扶養義務者の課税状況によって、非課税の場合は本人負担なし。課税の場合は1割負担となります。なお他の制度（介護保険法等）で対応できる人は、他の制度を優先します。

窓口 18歳以上の方：障害福祉課
18歳未満の方：子ども未来課
TEL 048-786-3211 FAX 048-786-5882（桶川市泉1-3-28）

4 巡回入浴サービス

対象者 重度の身体障害のある人（肢体不自由1・2級）
内容 家庭での入浴が困難な人を対象に巡回入浴車で訪問し、簡易浴槽によって介助を受けながら入浴を行います（週1回・費用自己負担あり）。ただし、介護保険制度を利用できる人は除きます。

窓口 18歳以上の方：障害福祉課
18歳未満の方：子ども未来課
TEL 048-786-3211 FAX 048-786-5882（桶川市泉1-3-28）

5 障害児・者生活サポート事業

対象者 在宅の障害者（児）や難病患者等を利用対象者として、桶川市に登録をした人。
内容 障害児・者生活サポート事業は、急な需要に対応できるように、ホームヘルプやショートステイ等の制度を補うものです。サービス内容は、登録された民間のサービス団体が一時預かり、送迎サービス、家庭介護、外出支援などを行います。

窓口 18歳以上の方：障害福祉課
18歳未満の方：子ども未来課
TEL 048-786-3211 FAX 048-786-5882（桶川市泉1-3-28）

6 福祉サービスの利用援助事業（あんしんサポートねっと）

対象者 認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者等で、福祉サービスの利用等に関して援助を必要としている人
内容 見守り、福祉サービスの利用手続きや利用料の支払い、年金等の受領、生活費のお届け等援助を、定期的に生活支援員を派遣して行います。なお、生活支援員の援助は有料です（生活保護世帯は無料）。

窓口 桶川市社会福祉協議会（地域福祉活動センター内）
TEL 048-728-2221 FAX 048-728-2313（桶川市末広2-8-8）

7 成年後見制度における市長の審判請求

- 対 象 者** 知的、精神障害のある人、または認知症高齢者で、二親等内の親族がない方または二親等内の親族がいても審判請求を行う見込がない人
- 内 容** 精神等の障害により、判断能力が不十分な方を法律面や生活面で支援する制度です。
- 窓 口** 知的、精神障害のある方：障害福祉課
認知症等65歳以上の方：高齢介護課
TEL 048-786-3211 FAX 048-786-5882 (桶川市泉1-3-28)

8 避難行動要支援者登録制度

- 対 象 者** ① 要介護認定3以上の認定を受けている方
② 身体障害者手帳（1級又は2級）の第1種を所持する方
③ 療育手帳[㊤]又はAを所持する方
④ 精神障害者保健福祉手帳（1級又は2級）を所持する単身世帯の方
⑤ 市の生活支援を受けている難病患者の方
⑥ その他希望者の方（市長が支援の必要があると認めた方）
- 内 容** 自分ひとりで移動したり、情報を得たりすることがむずかしく、災害が起きたときに手助けが必要な人を、身近な地域の人たちで支えるものです。
- 窓 口** 社会福祉課 障害福祉課 高齢介護課 子ども未来課 安心安全課
TEL 048-786-3211 FAX 048-786-5882 (桶川市泉1-3-28)

9 緊急通報システム事業

- 対 象 者** ①身体障害者手帳1級又は2級が交付されている人
②寝たきり、慢性的な疾患などにより常時注意を要する高齢者
※世帯構成に関する条件あり
- 内 容** 障害者や高齢者などが、急病、災害その他の理由により緊急に援助を必要とする場合に、無線発信機、及び緊急通報電話機を介して、委託業者へ通報し、必要に応じ埼玉県央広域消防本部に出動要請することにより、迅速な救急活動を行います。
- 窓 口** 障害者手帳をお持ちの方：障害福祉課
高齢者の方：高齢介護課
TEL 048-786-3211 FAX 048-786-5882 (桶川市泉1-3-28)

10 介護保険制度

- 対 象 者** ① 65歳以上の人で、介護や支援が必要であると認定を受けた人
② 40歳以上65歳未満の人で、介護保険の対象となる病気(特定疾病)が原因で要介護認定を受けた人(第2号被保険者)
※交通事故などが原因の場合は、届出が必要です
- 内 容** 40歳以上の人が入会する社会保険制度です。介護や支援が必要と認定された人が、どんな暮らしをしたいかを大切にして、その人に合った介護サービスを利用する制度です。
- 窓 口** 高齢介護課
TEL 048-788-4937 FAX 048-787-5409 (桶川市泉1-3-28)

11 その他のサービス

- ・配食サービス事業所紹介
- ・介護保険居宅サービス利用料軽減事業
- ・徘徊者見守りステッカー交付事業
- ・徘徊高齢者等家族支援サービス
- ・高齢者安心見守りネットワーク
- ・救急医療情報キット事業 など

- 窓 口** 高齢介護課
TEL 048-786-3211 FAX 048-787-5409 (桶川市泉1-3-28)